

四万十市衛生センター中村高圧受電設備取替修繕仕様書

- 1 修繕名 四万十市衛生センター中村高圧受電設備取替修繕
- 2 履行場所 四万十市衛生センター中村(四万十市名鹿119-1)
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 概要 高圧ケーブル・真空遮断器・過電流継電器の取替等
- 5 技術者の資格要件
第一種電気工事士
- 6 使用材料、数量等
別紙1「四万十市衛生センター中村高圧受電設備取替修繕明細書」のとおり。
- 7 作業位置図
別紙2 単線結線図のとおり
- 8 使用材料の仕様及び作業上の注意等
 - (1)使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した最新版公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定めるところによる。
 - (2)本修繕は、関係する法令等を遵守して実施すること
- 9 その他
 - (1)本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないよう配慮すること。
 - (2)本修繕の実施期間中、履行場所の施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
 - (3)本修繕の作業は、土・日・祝日に行うこと。
 - (4)本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
 - (5)本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所にある設備を使用できるものとする。
 - (6)本修繕の実施に当たっては、原材料の包装紙等を散在させることのないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取扱に注意すること。
 - (7)本修繕に当たり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
 - (8)修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。(修繕完了後、修繕箇所が目視できない箇所については修繕作業中の写真も撮影すること。)
 - (9)本修繕に当たり、建物、備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
 - (10)本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。

- (11) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (12) その他、本修繕に関して疑義が生じた場合には、双方協議の上決定する。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

四万十市役所 環境生活課 四万十川・環境係
電話 0880-34-6126 FAX 0880-34-7466

(2) 修繕対象施設

(施設名) 四万十市衛生センター中村
(所在地) 四万十市名鹿119-1
電話 0880-36-2464